

岡山県公報

発行
岡山県



目次

【告示】

○ 指定居宅サービス事業者の指定

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

○ 救急病院等の認定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 保安林の指定予定

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

担当課（室）

指導監査室

〃

〃

〃

医療推進課

健康推進課

障害福祉課

治山課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

建築指導課

目次

○ 〃

【人事委員会】

○ 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

【公安委員会】

○ 警察署協議会運営規則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

【海区漁業調整委員会】

○ 第五百四十回岡山海区漁業調整委員会の開催

担当課（室）

〃

人事委員会

総務課

海区漁業調整委員会

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

◎岡山県告示第四十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和五年二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション結の心

2 所在地

岡山県津山市総社三―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社結の心

2 所在地

岡山県津山市東一宮六番地二―

三 指定年月日

令和五年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二五四三

五 サービスの種類

訪問介護

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

◎岡山県告示第四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

多機能型事業所 陽だまり

2 所在地

備前市日生町日生一四三三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人陽だまり

2 主たる事務所の所在地

備前市日生町日生一四三三番地一

三 指定年月日

令和五年二月一日

四 事業所番号

三三一〇〇二九五

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

◎岡山県告示第五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ゼロ

2 所在地

真庭市久世二六九〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社池田商店

2 主たる事務所の所在地

真庭市蒜山下福田九四四

三 指定年月日

令和五年二月一日

四 事業所番号

三三二一四〇〇〇六五

五 サービスの種類

共同生活援助（介護サービス包括型）

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

◎岡山県告示第五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 かもヘルパーステーション
 - 2 所在地 津山市加茂町中原六一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 医療法人 慈恵会
 - 2 主たる事務所の所在地 津山市加茂町中原六一
- 三 廃止年月日 令和五年二月十七日
- 四 事業所番号 三三一〇三〇〇一六九
- 五 サービスの種類 居宅介護、重度訪問介護

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

◎岡山県告示第五十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院及び救急診療所を次のとおり認定した。

令和五年二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山大学病院

2 所在地

岡山市北区鹿田町二―五―一

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山労災病院

2 所在地

岡山市南区築港緑町一―一〇―二五

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山市立市民病院

2 所在地

岡山市北区北長瀬表町三―二〇―一

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山済生会総合病院

2 所在地

岡山市北区国体町二―二五

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

一 病院の名称及び所在地

1 名称

川崎医科大学総合医療センター

2 所在地

岡山市北区中山下二―六―一

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

心臓病センター榊原病院

2 所在地

岡山市北区中井町二―五―一

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

光生病院

2 所在地

岡山市北区厚生町三―八―三五

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

総合病院岡山協立病院

2 所在地

岡山市中区赤坂本町八―一〇

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山西大寺病院

2 所在地

岡山市東区金岡東町一―一―七〇

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
佐藤病院
 - 2 所在地
岡山市南区築港栄町二―一三
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
竜操整形外科病院
 - 2 所在地
岡山市中区藤原二―一
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
岡山旭東病院
 - 2 所在地
岡山市中区倉田五六七―一
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
岡山赤十字病院
 - 2 所在地
岡山市北区青江二―一―一
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

一 病院の名称及び所在地
1 名称

岡山市久米南町組合立国民健康保険福渡病院
2 所在地

岡山市北区建部町福渡一〇〇〇

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

瀬戸内市立瀬戸内市民病院

2 所在地

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

赤磐医師会病院

2 所在地

赤磐市下市一八七―一

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

備前市国民健康保険市立備前病院

2 所在地

備前市伊部二二四五

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

北川病院

2 所在地

和気郡和気町和気二七七

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
倉敷中央病院
 - 2 所在地
倉敷市美和一―一―一
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
倉敷第一病院
 - 2 所在地
倉敷市老松町五―三―一〇
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
倉敷成人病センター
 - 2 所在地
倉敷市白楽町二五〇
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
しげい病院
 - 2 所在地
倉敷市幸町二―三〇
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

一 病院の名称及び所在地
1 名称

水島中央病院

2 所在地

倉敷市水島青葉町四―五

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

水島第一病院

2 所在地

倉敷市神田二―三―三三

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

倉敷記念病院

2 所在地

倉敷市中島八三一

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

玉島中央病院

2 所在地

倉敷市玉島阿賀崎二―一―一

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

倉敷市立市民病院

2 所在地

倉敷市児島駅前二―三九

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
川崎医科大学附属病院
 - 2 所在地
倉敷市松島五七七
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
プライムホスピタル玉島
 - 2 所在地
倉敷市玉島七五〇―一
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
倉敷スイートホスピタル
 - 2 所在地
倉敷市中庄三五四二―一
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
玉島協同病院
 - 2 所在地
倉敷市玉島柏島五二〇九―一
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

一 病院の名称及び所在地

1 名称

総合病院水島協同病院

2 所在地

倉敷市水島南春日町一―一

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

松田病院

2 所在地

倉敷市鶴形一―三―一〇

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

藤沢脳神経外科病院

2 所在地

倉敷市玉島勇崎五八七

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

まび記念病院

2 所在地

倉敷市真備町川辺二〇〇〇―一

二 認定年月日

令和五年二月一日

三 認定の有効期限

令和八年一月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

森下病院

2 所在地

総社市駅前一―六―一

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
薬師寺慈恵病院
 - 2 所在地
総社市総社一―一七―二五
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
金光病院
 - 2 所在地
浅口市金光町占見新田七四〇
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
笠岡市立市民病院
 - 2 所在地
笠岡市笠岡五六二八―一
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
笠岡第一病院
 - 2 所在地
笠岡市横島一九四五
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

- 一 病院の名称及び所在地
- 1 名称
笠岡中央病院
- 2 所在地
笠岡市笠岡五一〇二―一四

- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
- 1 名称
井原市立井原市民病院
- 2 所在地
井原市井原町一一八六

- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
- 1 名称
小田病院
- 2 所在地
井原市井原町五八二

- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
- 1 名称
菅病院
- 2 所在地
井原市井原町一二四

- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
- 1 名称
矢掛町国民健康保険病院
- 2 所在地
小田郡矢掛町矢掛二六九五

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
高梁中央病院
 - 2 所在地
高梁市南町五三
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
大杉病院
 - 2 所在地
高梁市柿木町二四
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
高梁市国民健康保険成羽病院
 - 2 所在地
高梁市成羽町下原三〇一
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
勝山病院
 - 2 所在地
真庭市本郷一八一九
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

- 一 病院の名称及び所在地
- 1 名称
近藤病院
- 2 所在地
真庭市勝山一〇七〇

- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
- 1 名称
総合病院落合病院
- 2 所在地
真庭市上市瀬三四一

- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
- 1 名称
金田病院
- 2 所在地
真庭市西原六三

- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
- 1 名称
芳野病院
- 2 所在地
苫田郡鏡野町吉原三一二

- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
- 1 名称
鏡野町国民健康保険病院
- 2 所在地
苫田郡鏡野町寺元三六五

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
田尻病院
 - 2 所在地
美作市明見五五〇―一
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

- 一 診療所の名称及び所在地
 - 1 名称
岩藤胃腸科外科歯科クリニック
 - 2 所在地
岡山市東区瀬戸町沖三四三
- 二 認定年月日
令和五年二月一日
- 三 認定の有効期限
令和八年一月三十一日

◎岡山県告示第五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

コープリハビリテーション病院

倉敷市水島東千鳥町一―六〇

令和五年二月一日

◎岡山県告示第五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年二月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

医療法人平野同仁会総合病院津山第一病院

津山市中島四三八

腎臓

令和五年二月一日

吉松屋薬局月田店

真庭市月田六八二七一一

調剤

令和五年二月一日

◎岡山県告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市北区御津伊田字殿谷一五三一の一、一五三四、一五五一の三、一五五一の五、一五五三の一、一五五三の三、一五五三の五、一五五三の七、一五五三の九、一五五三の一、一五五六の一、一五五七の一、一五五八、字萱野一六一六、一六一九

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字殿谷一五三一の一・一五五三の五・一五五六の一・一五五八・字萱野一六一九

九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字殿谷一五五三の七

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及びその関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

加賀郡吉備中央町田土字門口二七六九、字荒神ノ元二七七〇、二七七四、字サクラ坂二七七二、二七七三、字桜坂二七七五、字荒神ノ鼻二七七六、字岩王二八五九、字宮地二八六二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒神ノ元二七七〇、二七七四、字サクラ坂二七七二（次の図に示す部分に限る。）、二七七三

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及びその関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市巨瀬町字狐迫七八一の一、字西ヤ谷七八二、七八三、字西屋谷七八四、字西屋七八九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西屋谷七八四・字西屋七八九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及びその関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

〔四三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和五年二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 真備女男池地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 真備女男池地区）計画書
- 三 縦覧の期間
令和五年二月三日から同月二十四日まで
- 四 縦覧の場所
倉敷市役所

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

〔四四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	高梁市成羽町下原及び同市成羽町星原地内
測量の種類	公共測量（路線測量）
測量期間	令和五年一月三十日から同年三月二十四日まで

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

〔四五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

勝田郡奈義町広岡 地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和五年一月二十日	終了年月日

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

〔四六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市栗坂地内	測量区域
公共測量（基準点測量及び水準点測量等）	測量の種類
令和五年一月二十日	終了年月日

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

〔四七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年二月三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字阿部前七一―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市浦田二五三一―アヴァンスⅡ一〇一号

角田 耕祐

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月十八日岡山県指令建指第二八七号

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

〔四八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年二月三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字硯橋一九二―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中帯江四一―一B―一〇二

義若 尚也

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月七日岡山県指令建指第三五〇号

◎岡山県人事委員会規則第一号

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年二月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表高梁市の部議会議事事務局の項中「局長代理」を「事務局長代理」に改め、同部選挙管理委員会事務局の項中「次長」を「事務局長代理 次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年2月3日 岡山県公報 第12469号

◎岡山県公安委員会規則第一号

警察署協議会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年二月三日

岡山県公安委員会

警察署協議会運営規則の一部を改正する規則

警察署協議会運営規則（平成十三年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

五人	五人	十人	十人	十人	十五人	十人	十五人	十人	十人	五人	十人	十人	五人	十五人	十五人	十人	十五人	委員の定数
を																		
八人以上十人以内	八人以上十人以内	八人以上十人以内	八人以上十人以内	八人以上十人以内	十三人以上十五人以内	十人以上十二人以内	十三人以上十五人以内	八人以上十人以内	八人以上十人以内	五人以上七人以内	八人以上十人以内	八人以上十人以内	八人以上十人以内	十三人以上十五人以内	十三人以上十五人以内	八人以上十人以内	十三人以上十五人以内	委員の定数

別表中

を

に改める。

この規則は、令和五年六月一日から施行する。

附 則

五人	十人	十五人	十人
----	----	-----	----

五人以上七人以内	十人以上十二人以内	十三人以上十五人以内	十人以上十二人以内
----------	-----------	------------	-----------

◎岡山海区漁業調整委員会公示第二号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百四十回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和五年二月三日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和五年二月二十八日（火）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 漁場計画の作成について

第二号議案 委員会指示について